

「令和8年度 あいち障害者雇用総合サポートデスク運営業務」企画提案募集要項

1 委託業務名

令和8年度 あいち障害者雇用総合サポートデスク運営業務

2 事業目的

本県の民間企業における障害者雇用は、雇用障害者数が毎年前年を上回るなど、着実に進展しているが、障害者実雇用率は、依然として法定雇用率よりも低い状況に留まっている。

このため、障害者の雇用に関する情報を一元的に把握・管理し、県内の関係機関が一体となった効果的かつ効率的な支援を行うために中心的な役割を担う「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を設置・運営することにより、県内民間企業における障害者実雇用率の引上げを図る。

3 業務内容

別添「令和8年度 あいち障害者雇用総合サポートデスク運営業務委託仕様書」のとおり

4 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

5 契約金額限度額

31,349,732円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2に基づき契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、同規則第129条の3の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

なお、契約金額限度額は企画提案のための提示額であり、契約金額は委託先候補者との協議により決定する。

6 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 愛知県の令和6・7年度入札参加資格者名簿の大分類「3. 役務の提供等」のうち、中分類「16. その他の業務委託等」に登録されていること。
- (2) 企画提案応募期間において、愛知県から資格停止措置を受けていないこと。
また、資格停止措置に準ずる行為を行っていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 愛知県内に事業所を有する法人又は法人以外の団体等であること。
- (6) 令和7年6月1日現在において障害者法定雇用率2.5%を達成していること。
- (7) 職業紹介事業所の許可を受けていること。

7 応募方法等

(1) スケジュール (予定)

令和8年2月20日 (金) 公募開始
令和8年3月2日 (月) 事業説明会
令和8年3月6日 (金) 応募に関する質問の受付期限
令和8年3月13日 (金) 企画提案書の提出期限
令和8年3月23日 (月) 選定委員会による審査、委託先の決定
令和8年4月1日 (水) 契約、事業開始

(2) 担当部署及び問合せ先

担当部署 愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ
所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6367 (ダイヤルイン)
電子メール shugyo@pref.aichi.lg.jp

(3) 応募期間

令和8年2月20日 (金) から令和8年3月13日 (金) 午後5時まで

(4) 事前説明会の開催

開催日時 令和8年3月2日 (月) 午前10時30分から午前11時30分
開催方法 オンライン (Microsoft Teams)
申込方法 以下の事項を記載した電子メールを送信すること。

件名: 「あいち障害者雇用総合サポートデスク運営業務 説明会参加申込み」 本文: ①事業者名 ②参加者氏名【全員分】 ③連絡先 (電話番号・電子メールアドレス)【代表者のみ】 宛先: shugyo@pref.aichi.lg.jp
--

申込期限 令和8年2月27日 (金) 正午まで

(5) 企画提案に関する質問

電子メールにて、令和8年3月6日 (金) 午後5時まで質問を受け付ける。件名を「あいち障害者雇用総合サポートデスク運営業務に関する質問」とし、就業促進課 (shugyo@pref.aichi.lg.jp) あてに送信すること。

質問に対する回答は、速やかに、就業促進課のWEBページに掲載することとし、個別に回答しない。(掲載先: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/>)

(6) 提出書類

ア 提出書類

- ・企画提案書 (様式1)
- ・公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書 (令和7年6月1日現在)」の写し
- ・無料又は有料職業紹介事業の許可証の写し
- ・国税、県税、市町村税それぞれについて未納がない旨の証明書
- ・応募者の概要がわかるもの (企業案内等)
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類 (様式2)
- ・公共職業安定所に報告した「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」の写し
- ・電子契約利用申込書 ※電子契約での締結を希望する場合のみ

イ 提出部数及び仕様

- ・提出部数
9部（正本1部、副本8部、正本のPDFデータ）
- ・仕様
A4判、縦置き、横書き、左綴じ（A3判を使用する場合は三つ折りにすること）

ウ 提出方法及び提出先

提出方法：持参又は郵送（配達証明に限る）にて提出すること。

上記に加え、電子メールにてPDFデータを提出すること。

受付時間：土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、提出期限の午前中に愛知県庁に必着のこと。

提出先：（2）の担当部署及び問合せ先に同じ

エ 留意事項

- ・企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・企画提案は1事業者1提案とする。
- ・提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。
- ・提出した企画提案書に不備等があり、提出期限までに整備できない場合は、当該企画提案書は無効とする。

（7）情報公開の取扱い

提出のあった企画提案書については、次のとおり取り扱う。

- ア 採用となった企画提案書について、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）に基づき開示する。
- イ 不採用となった企画提案書について、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断する。

8 企画提案の審査・選定等

（1）選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために選定委員会を設置する。

（2）選定方法

提出された企画提案書について、形式審査を行い、選定委員会において選定する。

ただし、4者以上の応募があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、選定委員会と同様の基準にて書面による予備審査を行う。

予備審査及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申立てには応じない。

（3）選定委員会について

審査は提案者によるプレゼンテーションにより行う。

なお、開催についての詳細は別途連絡する。

ア 開催日時（予定）

令和8年3月23日（月）午後2時から午後4時まで

イ 開催方法

オンライン (Microsoft Teams 使用)

ウ 審査方法

1 事業者 20 分程度のプレゼンテーション及び質疑応答

(4) 選定事業者数 1 者

(5) 評価項目

ア 業務実施体制 (人員配置)

- ・ 事業を適切かつ確実に実施できる体制となっているか。
- ・ 障害者雇用に通じた人員配置となっているか。

イ 業務実施体制 (基本的な考え方)

- ・ 障害者雇用に係る労働情勢を的確に把握しているか。
- ・ 本事業全体の取組方針 (事業趣旨・目的、実施方針、事業目標等) は明確で適切か。

ウ 業務実施体制 (スケジュール)

- ・ 全体のスケジュールは、適切に計画されているか。

エ 提案事業の優良性 (相談業務等運営)

- ・ 障害者雇用に関する企業の支援ニーズや課題に対し、的確かつ効果的に支援・助言等を行うことができる提案がされているか。

オ 提案事業の優良性 (職場実習の推進)

- ・ 職場実習受入企業情報を集約し、就労支援機関等への情報発信ができるように工夫されているか。
- ・ 発信した情報に基づく職場実習実施状況の把握、及び調整を行うことができる内容となっているか。

カ 提案事業の優良性 (就労支援者の養成-就労支援者等スキルアップ研修の開催)

- ・ 研修の内容は、就労支援者等のスキルアップを図るための工夫があるか。
- ・ 雇用促進及び職場定着を図るために相応しい内容となっているか。

キ 提案事業の優良性 (就労支援者の養成-企業内援助者養成研修の開催)

- ・ 研修の内容は、障害者の職場定着を図るための工夫があるか。
- ・ 各回のテーマ設定にあたって、参加者の興味や企業側のニーズに十分に応える内容となっているか。

ク 提案事業の優良性 (あいちジョブコーチの派遣)

- ・ 企業の職場定着支援ニーズを的確に把握し、必要に応じて、就労支援者等を適切に派遣できる体制となっているか。

ケ 提案事業の優良性 (特定短時間雇用の創出)

- ・ 障害者雇用に係る労働情勢を踏まえ、適切な提案となっているか。

コ 社会的価値の実現に関する取組

- ・ 仕事と生活の調和に関する取組や、障害者等への就業支援等、社会的価値の実現に資する取組を行っているか。

(6) 選定結果の通知

選定結果については、各応募者に対し書面で通知する。

(7) 契約

選定委員会において選定された者と委託業務内容及び委託金額について協議の上、契約を締結する。ただし、当該事業者との協議等が整わない場合は、次点の事業者と改めて協議を行うこととする。

なお、当該契約は電子契約を利用して締結することを可能とする。

9 その他留意事項

(1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した「辞退届」(様式任意)を、企画提案書の提出期限までに提出すること。

(2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、又は指示内容に違反があった場合。

イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合。

ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合。

(3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(4) 本事業の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立を条件とする。